

資料 74(小金井市立保育園の役割と在り方について答申(案)) に対する修正意見【古山幸恵】

委員提出資料

○ 修正意見① はじめに

違法とされた専決処分による条例が依然として無効とされないまま段階的縮小が進められている現状を、市は「不安 定な状態」と表現している。しかし、実際にはこの「不安定な状態」によって、保護者は深刻な影響を受けている。この ような困難を抱えている保護者や子どもが多数存在するにもかかわらず、その実態が答申に一切触れられていないこと は極めて恣意的であり、問題の客観的な理解に基づくとは言えない。そもそも本委員会は、こうした混乱を受けて設置 された経緯があり、実際に市長宛て・委員会宛てには複数の要望書が提出されている。さらに、募集再開が行われて いない現状について複数の保護者による新たな提訴も進行しており、市の対応に対して疑問と不満を持つ市民が存在することは紛れもない事実である。答申の「はじめに」でこの背景が一切触れられていないことは、委員会が市民の実 情や声を軽視していると受け取られかねず、委員会の中立性や公正性への信頼を損なうものである。答申は、問題の 発端と現時点での市民の困難な状況を正確に受け止めた上で作成されるべきであり、それを欠いた答申は五園連と しても受け入れがたいものである。そのため、こうした事実を「はじめに」に記載すべきであり、もし記載が難しい場合は、「1(2) 小金井市の保育・地域子育て支援を取り巻く問題」への追記が不可欠であると意見する。以下追加案。

これに対して速やかな募集再開を求める要望書などが、公立保育園父母の会、くりのみ保育園父母の会、さくら 保育園父母の会をはじめとした保護者や市民団体から多数市に提出されている。市が募集再開を行わないこと で、転園や引越しを余儀なくされたり、きょうだいで別々の園に通わざるを得なかったり、同学年の子どもが不在で クラスに一人だけという保育状況が生じるなど、保護者・子どもに深刻な影響が及んでいる。また、2024 年 12 月には、さくら保育園・くりのみ保育園の保護者が、無効とされた専決処分によるいわゆる廃園条例をそのまま施行し、募集再開を行わないのは違法であるとして、提訴に至っている。

○修正意見② 1(2)⑤市立保育園が直面する問題

老朽化についての意見があがっているが、一方で園舎は建築基準等の法令に反している施設ではない。例えば小金井市が策定している公共施設個別施設計画においては、平成 12 年までに長寿命化の措置をすることでさらに継続して施設利用ができるという結論が導かれている。そのため、一方的に老朽化のみを強調するのではなく長寿命化の選択肢についても記載すべきである。以下追加案。

～改修等が十分に行われていないとの指摘があった。一方で現状は国の定めた建築上の基準を満たしており、令和 3 年に策定された公共施設個別施設計画（市の 廃園方針を受けて令和 4 年に公共施設等総合管理計画では廃園方針が記載されているが）では令和 1 2 年 までに部位・又は長寿命化の修繕計画策定が予定されていた。今後建て替え計画を策定し、適切に対応することで、運営を継続することは十分可能であるとの指摘もあった。

○修正意見③ 1(2)⑤市立保育園が直面する問題

そもそも「小金井市の財政が厳しいのかどうか」は、用いる財政指標やその目的によって表現が大きく異なりえるものである(■4(1)【諮問事項 5】自治体経営の観点（市立保育園 5 園維持の困難）の理由に詳細記載）。したがって、「厳しい」という側面のみを一方的に強調することは適切とは言えず、特に現行の公立保育園運営の継続が困難であるかのような危機的状況の認識については資料提供もなく、一員として十分に理解ができていないため納得できていないのが現状である。以下追加案。

比較的税収はあるが、財政状況は厳しい。一方で小金井市は全国で 4.2%しかない交付税の不交付団体であり、財政調整基金も R5 年度末で 70 億を超え、建て替え経費の積み立てや、現状の公立保育園の運営が困難になるほど財政危機とはなっていないとの指摘もあった。

○修正意見④ 4市立保育園の在り方 ～課題への対応策

市全体の保育の質の維持・向上のために市立保育園の役割を実現するうえでの課題は決して市が諮問で示された5つの課題だけではないため。(むしろ保育の質の維持・向上のためには保育内容そのものの議論がより重要であるが、なぜこの5つだけが課題対応として取り上げられているのかの説明が必要であること。加えて、本委員会では5つの議題以外の課題については十分な議論ができず、市が示した枠組み以上の議論を本委員会ではできなかったため)全文の追記が必要である。以下追加案。

小金井市全体の保育の質の維持・向上のために、上記 2 で示した市立保育園の役割を実現するうえでの課題としては、様々なものがあるが、市が諮問で指摘をした下記 5 つの課題についての対応策について言及する。

○修正意見⑤ 4(2)②『配置』について

「4 園維持」「3 園維持」は「5 園維持」に包括される内容となる。そのため、園数については「5 園維持」「5 園維持は困難」とし、「5 園維持は困難」に 4 園と 3 園の内容を入れ込むことを提案する。

○修正意見⑥ 最後に

公立保育園が地域に根差した保育の一端を担ってきたことや、財政課題がなければ 5 園維持が望ましい などの意見が本委員会でも多数を占め、見解が共有されていたことから「まとめ」に明記することが本院会の持論の実 態を適切に反映するものとなる。また「課題解決へと前進していただきたい」という表現では、委員会の目的があたかも 課題解決自体であるかのような誤解を生みかねず、本体の諮問趣旨である「小金井市全体の保育の質と維持・向 上に向けた市立保育園の在り方」を示すことから焦点がずれる恐れがある。以下修正案。

少子社会となり、国は子どもの権利の保障、保育の質の向上、子育て支援の拡充を謳い、予算配分を行うようになった。このような時代の流れを視野に入れ、小金井市においても、地域の子どものおよび子育て家庭の現状やその願いに向き合い、丁寧な子ども施策が行われることが求められる。ここまで市立保育園に関するさまざまな議論があったが、市立保育園は市民や保護者から支持・評価されてきた市の財産であり、上記の通り今後も多くの役割が期待をされている。この役割を担っていくためには公立保育園の園数については、市民や民間園等からも現状の 5 園維持することが望ましい。一方で、主に 5 つの課題解決が困難であることを理由に 5 園を維持することは困難であることから園数を減らすことを支持する意見もあり、またそれに対して上記 4 で示した対応などにより、課題解決は可能との意見もあった。市は事業者、市民とともに、子どもの最善の利益を第一において協力し合い、本答申が示した市立保育園の在り方を実践することで小金井市の保育の質の維持・向上に繋げていただきたい。